

学 会 記 事

本部会議開催報告

- 第137回 令和3年12月5日(日)
第138回 令和4年1月30日(日)
第139回 令和4年3月19日(土)
第140回 令和4年4月10日(日)

各地区研究会開催報告

【関東地区】

第468回 令和3年10月8日(金)

- ①報告者 野口 浩会員
報告題名 固定資産税における家屋評価
の蒸し返しの可否

第469回 令和3年11月12日(金)

- ①報告者 谷口智紀会員
報告題名 デジタル課税における無形資
産の取扱い

第470回 令和3年12月10日(金)

- ①報告者 松原大樹会員
報告題名 アーンアウトに係る売手法人
の課税処理

第471回 令和4年1月14日(金)

- ①報告者 高柴将太会員
報告題名 移転価格税制における海外子
会社への貸付金利に係る独立企業間価
格算定方法(移転価格事務運営要領3
-8(3)についての検討—インドネシア子
会社への金銭貸付利息が問題となった
再調査請求取消事例を契機として—

【中部地区】

第522回 令和3年10月9日(土)

- ①報告者 加藤義幸会員
報告題名 ヒノックス事件(遊技場経営
等を目的とした会社)
税務調査拒否と見なされて、消費税の
仕入税額控除が否認された事例
東京地裁令和元年11月21日判決
(TAINS Z888-2278)
東京高裁令和2年8月26日判決
(TAINS Z888-2311)
最高裁令和3年2月12日判決
(TAINS Z888-2351)

- ②報告者 水野武夫会員(関西地区)
報告題名 租税救済制度の抜本的改革に
ついて

第523回 令和3年11月13日(土)

- ①報告者 松田 修会員
報告題名 マレーシアにおける法人所得
税・イスラム税(ザカート)の考察
②報告者 田中晶国会員(九州地区)
報告題名 私法上の法律関係と企業会
計・税務会計の交錯

第524回 令和3年12月11日(土)

- ①報告者 小菅祐介会員
報告題名 東京高裁令和2年6月24日判
決を題材にした財産評価基本通達6の
考察
②報告者 奥谷 健会員(中四国地区)
報告題名 国税通則法の課題

第525回 令和4年1月8日(土)

- ①報告者 山田京子会員
報告題名 判例研究 相続税課税の対象

となった生命保険年金受給権に係る年金の所得税課税の当否

[最高裁平成22.7.6第三小法廷判決]

- ②報告者 田中 治会員（関西地区）
報告題名 住所の判断基準をめぐる紛争例

第526回 令和4年2月12日（土）

- ①報告者 竹本守邦会員
報告題名 判例研究 接骨院業を営む事業主が支出した柔道整復師資格取得のための費用が必要経費に該当しないとされた事例〔大阪高判令和2年5月22日〕
②報告者 酒井貴子会員（関西地区）
報告題名 選択的損失計上とその対処策についての考察—アメリカ法を参考に—

【関西地区】

第537回 令和3年10月23日（土）

- ①報告者 佐古麻理会員
報告題名 デジタル経済に対する課税原理の課題
②報告者 一高龍司会員
報告題名 非居住者アスリートが受けるエンドースメント契約の対価とソース・ルール—パブリシティ権使用料を中心に—

第538回 令和3年11月20日（土）

- ①報告者 酒井貴子会員
報告題名 米国法人所得課税における非対称的扱いの再検討
②報告者 西俣敏明会員
報告題名 税務上の時価と不動産鑑定評価

第539回 令和3年12月18日（土）

- ①報告者 片山直子会員
報告題名 イギリスの租税審判所をめぐる

最近の動向—管轄の限界に関する議論に注目して—

- ②報告者 浦東久男会員
報告題名 大正九年の「所得税法ノ施行ニ関スル法律」—内外地の二重課税排除を考える—

第540回 令和4年1月22日（土）

- ①報告者 邱 怡凱会員
報告題名 台湾の移転価格税制に関する一考察—租税回避の一般的否認規定との交錯問題を中心に—
②報告者 中嶋美樹子会員
報告題名 レボ取引の課税—ドイツにおける帰属の考え方を中心に—

第541回 令和4年3月26日（土）

- ①報告者 鈴木健介会員
報告題名 法人に対する支出の交際費等該当性について
②報告者 佐藤善恵会員
報告題名 ICO（暗号資産技術を用いた資金調達）の種類と税務上の取扱いに関する考察

【中四国地区】

第222回 令和3年12月4日（土）

- ①報告者 奥谷 健会員
報告題名 源泉徴収制度の法律関係再考
②報告者 林 幸一会員
報告題名 フリーランスの所得区分・米国との対比

第223回 令和4年3月19日（土）

- ①報告者 片上孝洋会員
報告題名 公益法人に対する法人税の非課税根拠の再考

【九州地区】

第425回 令和3年10月2日（土）

①報告者 堀 治彦会員

報告題名 国際的二重課税の排除—昨今の国際課税における議論を中心として—

②報告者 宮谷俊胤会員

報告題名 約半世紀間の業績紹介を中心として

第426回 令和3年11月6日(土)

①報告者 山本洋一郎会員

報告題名 解説文のイメージ(国税通則法74条の11第2項をモデルに)

第427回 令和3年12月4日(土)

①報告者 山崎広道会員

報告題名 税法の適用に関する一考察

第428回 令和4年1月8日(土)

①報告者 長友慶徳会員

報告題名 貸倒損失に関する一考察

②報告者 田中晶国会員

報告題名 個人と団体に関わる所得の帰属

第429回 令和4年2月5日(土)

①報告者 長友慶徳会員

報告題名 貸倒損失に関する一考察(査読)

②報告者 倉見智亮会員

報告題名 主たる納税者による過大申告と第二次納税義務者の権利救済

第112回大会・総会開催案内

◆日時

【第1日目】

令和4年6月18日(土)

13:20~17:50

【第2日目】

令和4年6月19日(日)

9:45~16:10

◆会場

関西大学千里山キャンパス

第三学舎ソシオAV大ホール

大阪府吹田市山手町3丁目3-35

TEL. 06-6368-1121

日本税法学会規約

1 総則

(名称)

第1条 本会は、日本税法学会(Japan Tax Jurisprudence Association)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、**京都市左京区高野竹屋町30番地**に置く。

2 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、税法学の研究及びその研究者相互の協力を促進し、併せて内外の学会及び諸団体との連絡を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 研究会及び講演会の開催
- 2 機関誌その他図書の刊行
- 3 政府その他への建議
- 4 前3号に掲げるもののほか、理事会が適当と認める事業

3 会員

(会員資格)

第5条 会員となることができる者は、税法学を研究する者、又は税法学に関連する研

究に従事する者に限る。

(入 会)

第6条 会員になろうとする者は、会員の紹介により申込み、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、総会の定めるところに従い、入会金を納めるものとする。

(会 費)

第7条 会員は、総会の定めるところに従い、毎年4月30日までに会費を納めるものとする。

2 会費を滞納した者は、理事会において退会したものとみなすことができる。

(名誉会員)

第8条 理事会は、会員中より名誉会員を推薦することができる。

(賛助会員)

第9条 本会の事業を後援しようとするものは、理事会の定めるところに従い、毎年会費を納入し、賛助会員となることができる。

2 賛助会員は、議決権を有しないが、総会及び研究会に出席し発言することができる。

4 機 関

(役 員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

1 理 事 若干名

2 監 事 若干名

2 理事のうち1名を理事長、若干名を常務理事とする。

(役員を選任)

第11条 理事及び監事は、総会において会員のうちよりこれを選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会においてこれを互選する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、

再任を妨げない。

2 補欠の役員の任期は、前任者の残存期間とする。

(理事長)

第13条 理事長は、本会を代表し、総会及び理事会を招集し、会務を統轄する。

2 理事長に故障があるときは、理事長の指名した常務理事がその職務を代行する。

(常務理事)

第14条 常務理事は、会務を分掌する。

(理 事)

第15条 理事は、理事会を組織し、重要な会務を審議する。

(監 事)

第16条 監事は、会計及び会務執行の状況を監査する。

2 監事は理事長が必要と認めるときは、理事会に出席するものとする。

(顧 問)

第17条 本会に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、会員のうちから、理事会がこれを選任し、委嘱する。

3 顧問は、理事会の諮問に応ずる。

(総 会)

第18条 理事長は、毎年会員の通常総会を招集しなければならない。

2 理事長は、必要があると認めるとき、又は総会員の3分の1以上の者が会議の目的たる事項を示して請求したときは、臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長は、総会に附議すべき事項、会場及び期日を予め会員に通知しなければならない。

(議決権)

第19条 総会の議事は、出席会員の過半数をもってこれを決する。

2 総会に出席しない会員は、書面により、他の出席会員にその議決権の行使を委任することができる。この場合には、これを出席とみなす。

5 会 計

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(決算報告)

第21条 理事長は、翌事業年度の最初に開かれる総会において決算報告をしなければならない。

6 規約の変更

(規約の変更)

第22条 この規約は、総会において出席会員の3分の2以上の賛成を得なければ、これを変更することができない。

中四国、及び九州地区においては、年数回～10回程度研究会を開催します。

◇ 機関誌「税法学」を年2回（5月及び11月）発行し、会員に無料で配付します。

◇ 大学学部在學生は、入会を認めません。

◇ 機関誌「税法学」は、編集委員会（各地区研究委員長及び理事長の指名した者）の下、原則として、各地区研究会での報告及び各地区研究委員長等の審査を経て発行される査読誌です。

なお、論文等の査読において、その一部に、法律学的な学問分野に限定されない研究内容を含む論考（数式的処理による論述等）が対象となる場合は、編集委員会の議を経て、理事長名で、当該専門分野の適切な専門家による評価を依頼し、これにより掲載の可否等につき決定するものとします。

学会事務所所在地

学会入会申込要領

◇ 入会希望者は、学会事務所への請求により又は学会ホームページ（<http://zeihogakkai.com/>）から入会申込書を入手することができます。所定の事項を記載の上、学会事務所までご提出下さい。

◇ 入会申込書の提出後、次の理事会（年1回開催）で審査を受け、入会を承認されたときは、学会事務所より、郵便振替用紙を送りますから、その上で入会金及び会費を、ご送金下さい。

◇ 入会金 2,000円

会費（年額） 10,000円

◇ 学会の総会並びに大会は、毎年1回開催します。北海道・東北、関東、中部、関西、

〒606-8104 京都市左京区高野竹屋町30
日本税法学会
TEL/FAX 075-711-7711
郵便振替口座 01050-3-20422
<http://zeihogakkai.com/>